

第156回 石川県都市計画審議会

平成24年11月16日（金） 15時30分から
都ホテル 7階 「鳳凰の間(東)」

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第156回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして 鈴木部長からご挨拶申し上げます。

◎鈴木部長 : 石川県土木部長の鈴木でございます。事務局を代表いたしまして、都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、常日頃の土木行政、都市計画行政に対しまして、あたたかいご支援とご指導を賜りましてありがとうございます。さて、いよいよ北陸新幹線の金沢開業が約2年半後に迫ってきており、土木部では、今年度、北陸新幹線の金沢開業を見据えた交流基盤の整備ということを施策の大きな柱の一つとしておりまして、駅周辺や幹線道路の整備、地域の核となるにぎわい拠点の整備など様々な取り組みを行っているところでございます。幹線道路である金沢外環状海側幹線については、今年の4月にⅡ期区間として、白山市乾東から金沢市五歩市北が暫定供用したところであります。また、金沢市大友から大河端までのⅢ期区間については、来年4月の能登有料道路無料化にあわせ暫定供用を目指しております。更に、金沢市大河端から福久までのⅣ期区間については、今年4月に都市計画変更を行い、今年度から事業に着手しております。一方、和倉などの温泉地や東山・寺町などの主要な観光地では、歴史・文化や景観を活かした観光拠点づくりとして、無電柱化を柱とした街並み景観の魅力アップなどを積極的に進めているところでございます。委員の皆様には、引き続き、ご支援・ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。さて、本日の審議は、3件の案件を予定しております。いずれも都市計画道路の変更に関する案件になりまして、輪島、小松能美、及び加賀の都市計画道路の変更に係る案件でございます。皆様方には、どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まず、A4一枚の議事次第、A4冊子の議案書でございます。次に、資料1「いしかわの都市計画検討専門委員会に付託する調査検討事項について」、資料2「都市計画決定案件(市町決定)一覧表」A3二枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。それでは、前回3月25日に開

催しました審議会以降の委員の交代につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧ください。関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして、北陸農政局長の高嶺 彰様から齊藤 政満様に、北陸地方整備局長の前川 秀和様から橋場 克司様に、石川県副知事の山岸 勇様から中西 吉明様に替わられました。県議会議員の委員におかれましては、石田 忠夫様から稲村 建男様に替わられました。市議会議員の委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の上田 章様から苗代 明彦様に替わられました。臨時委員におかれましては、人事異動に伴いまして、近畿中部防衛局長の田淵 眞二様から及川 博之様に、北陸信越運輸局長の最勝寺 潔様から和迓 健二様に、石川県警察本部長の藤村 博之様から桐原 弘毅様にそれぞれ替わられました。また、専門委員におかれましては、大学の退官に伴いまして、石川県立大学教授の村島 和男様から高瀬 恵次様に替わられました。以上、委員の交代についてご報告いたしました。なお、本日の審議会には、出席依頼委員21名中、12名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、事務局からご報告がありましたように、出席依頼委員21名中、12名のご出席をいただいております。半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、高山委員と山田委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回の第155回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。前回、承認する旨答申のありました、議第1518号金沢都市計画道路の変更、議第1526号小松能美都市計画道路の変更、及び議第1527号辰口都市計画道路の変更につきましては4月10日、及び4月20日に県告示を行っております。議第1519号から議第1525号までの白山市他、土地利用などに関する変更につきましては6月5日に県告示がなされております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： それでは次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。議第1529号「輪島都市計

画道路の変更について」を上程いたします。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1529号「輪島都市計画道路の変更について」でございます。議案書は7ページ、図面は9ページになります。こちらのスクリーンをご覧下さい。こちらの図で、緑色の線が輪島浦上線と七尾輪島線になります。黒色の線が国道249号で、こちらが国道249号のバイパスとして整備を進めている輪島バイパスになります。今回の案件であります釜屋谷塚田線は、赤線で示す国道249号であり、輪島市の中心部を通る生活道路であるとともに、輪島市の東西地域を結ぶ幹線道路として、昭和27年に都市計画決定されております。今回、中心市街地における歩行者の回遊性向上や、円滑な交通の確保に向け、道路幅員などの見直しを行うものであります。次に、こちらが、変更区間の拡大図になります。赤色の区域が追加となる区域で、輪島市まんなか商店街を縦断する470m区間において、両側の歩道幅員を拡幅し、道路幅員を11mから12mに変更するとともに、バスベイを設置し、新橋東交差点、河井小学校前交差点においては右折レーンを設置するもので、また、車線数を2車線に決定致します。こちらが、変更前の横断図と変更後の横断図を示したものになります。変更内容は、歩道幅員が2mであったものを、バリアフリー化したフラット型の歩道とし、有効幅員を2m以上確保するために、歩道幅を2.5mに変更致します。その結果、道路幅員が11mから12mとなります。なお、本案件につきましては、今年8月31日から9月14日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長 : それでは本案件につきまして、事務局の説明についてご質問、ご意見はありますか。

◆川上会長 : 特にご覧いませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。それでは次に、議第1530号「小松能美都市計画道路の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1530号「小松能美都市計画道路の変更について」でございます。議案書は11ページ、図面は13ページになります。こちらのスクリーンをご覧下さい。こちらの図で、黒色の線が国道8号、緑色の線が県道である小松鶴来線や、寺畠小松線などの主要地方道であり、青く示している箇所が寺井地区の市街地に、桃色に示す箇所が辰口地区の市街地になります。寺井湯谷線は、寺井地区と辰口地区を連携するための幹線道路として、延長約3,570m、標準幅員12mの道路として、平成19年6月12日に決定されています。次に、今回審議していただく延伸区間の拡大図になります。変更理由と致しましては、寺井地区の東部側や辰口地区から国道8号に連絡する際に寺井地区の市街地を通過していた車両交通を、排除すると共に、市の東西の地域間交流を促進

する道路ネットワークを強化するために、起点を能美市寺井町から小松市高堂町に延伸して都市計画道路松任小松線、いわゆる国道8号線に接続させるもので、延長を3,570mから4,240mに変更し、併せて、名称を「3・5・38号寺井湯谷線」から「3・5・38号高堂泉台線」に変更するものであります。本案件につきまして、今年8月31日から9月14日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○福村委員： 今回の案件に対しまして、一つ意見を申し上げます。俗に言う能美横断道路ということで、高堂よりその先にも、当然延長していかないといけないと考えますが、そのへんはどのような計画ですか。

◎事務局： おっしゃられるとおり、これはいわゆる能美横断道路の一部でございまして、市町村合併を行ったときに、その地区から最終的には根上地区までにするということで、おおまかな計画がなされていた道路でございます。また、今回は第一段階として、国道8号までをタッチさせるということで、それから根上区間につきましては、現在小松市能美市含めて、ルートの検討をやっている段階でございまして、このへんの協議が整い次第、また都市計画決定を行い、延伸というようなことを現在考えております。今回延伸する区間については、先に事業化が予定されているということで、8号までの区間を今回延伸決定させていただきたいということでございます。

○福村委員： 今回はそれでいいと思いますけど、できるだけその先、都市計画決定できるように、精力的に計画を市町村と一体となって進めて、そして、全体として有効に活用できるようにして欲しいと思います。

◎事務局： 県、小松市、能美市含めて、今後もがんばりたいと思います。

◆川上会長： 他にご意見、ご質問はございませんか？それでは、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。次に、議第1531号「加賀都市計画道路の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1531号「加賀都市計画道路の変更について」でございます。議案書は15ページ、図面は17ページになります。こち

らのスクリーンをご覧ください。こちらの図で、黒色の線が国道8号、305号及び364号に、緑色の線が主要地方道小松山中線やその他の主要地方道に、こちらが山代温泉の中心部になります。今回審議いただく山代粟津線は、山代温泉と小松市粟津方面を結ぶ主要地方道小松山中線のバイパス路線として、また、山代温泉の東側エントランス道路として昭和32年に都市計画決定されており、加賀市都市計画マスタープランにおいても、市内外の地域の快適な連絡性を確保するための地域ネットワーク道路として位置づけられている路線でもあります。次に、変更区間の拡大図になります。変更理由と致しましては、山代小中学校の生徒数の減少などから現道を利用している歩行者や自転車数が減少していることなどを考慮して、歩道幅員を4.5mと計画されていたものを2.5mにし、あわせて道路幅員を18mから14mに縮小致します。また、終点上野町地内において現道整備済み区間と円滑にすりつけるために、延長を10m伸ばし、併せて、車線数を2車線に決定するものであります。こちらが、変更前と変更後の標準断面を示したものになります。内容は、歩道幅員を4.5mから2.5mに縮小し、道路幅員は、車道が3m、停車帯が各1.5mとなり、総幅員は14mになります。本案件につきましては、今年9月28日から10月12日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆川上会長： 特にご覧ませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。
最後に、事務局の方から、「いしかわの都市計画検討専門委員会に付託する調査検討事項について」と、「都市計画決定案件(市町決定)一覧表」について報告をお願いします。

◎事務局： それではご報告いたします。まず、「いしかわの都市計画検討専門委員会に付託する調査検討事項について」ご説明致します。お手元に資料1として配布しておりますが、併せてこちらのスクリーンをご覧ください。まず、いしかわの都市計画検討専門委員会は、都市計画審議会条例第9条の規定により、平成20年に設置されました。当委員会の運営等については要領を定めており、別添資料1の下程にありますように、所掌事務としまして、(1)の都市計画区域マスタープランの変更に関する事項、(2)の都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項、(3)のその他広域的又は根幹的な都市計画に関する事項、の3つの事項について、調査検討を行うことを目的としております。これまで、かほくや金沢の都市計画区域マスタープランの変更や、白山市、能美市の土地利用制度のあり方について調査検討を行っており、今回新たに、「石川県都市計画マスタープランの変更」について、調査検討を付託するものであります。県の都市計画マスタープランですが、平成16年5月に、

将来の都市づくりの指針とすることを目的として、新たに策定され、県全体の都市計画の目標などを示した基本的な方針と、県を4地域に区分し、各地域における都市（まち）づくりの考え方を示した広域都市圏マスタープラン及び、県下18区域の各都市計画区域における目標・方針を示した区域マスタープラン、の3部構成となっております。まず、大枠としての基本的な方針についてですが、県全体の都市計画の目標として、「個性、交流、安心を目指した参加型のまちづくり」を理念に、スライドのとおり、①まとまりのある賑わいのまちづくり、②快適で安心して暮らせるまちづくり、③活力ある地域拠点の創造と交流のまちづくり、④個性ある景観と豊かな自然を活かしたまちづくり、⑤住民参加型のまちづくり、といった5つの目標を定めております。そのうえで、県特有の、美しい日本海や白山の山並み、城下町として育まれた歴史や文化など、優れた資源が豊富にあることに加えて、少子高齢化、地球環境問題、住民参加等、都市をとりまく環境の変化に対応したまちづくりがすすめられるよう、コンパクトシティ化やまちなかの再生、災害に強い都市（まち）づくり、といった、10の都市計画のテーマを定めております。次に、広域都市圏マスタープランについてですが、これは、県土の広域圏における都市計画での将来の構造・役割を視野に入れながら、交通体系、生活圏、行政機能の現状を踏まえ、県土を奥能登、中能登、石川中央、南加賀の4地域に区分し、それぞれの地域ごとに、地域の拠点とネットワーク等の都市構造を示しつつ、共有すべきまちづくりの基本理念に従った広域の都市づくりをすすめるものであります。最後に、県下に18ある各都市計画区域ごとの区域マスタープランについてですが、これは都市計画法第6条の2の規定により作成が義務づけられており、区域ごとの①都市計画の目標、②区域区分、いわゆる線引きの有無、③土地利用や、道路などの都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備・保全の方針といった、主要な都市計画の決定の方針を定めるものであります。以上が、簡単ではございますが、県都市計画マスタープランの概要ですが、平成16年5月の策定以降、市町村合併が進み、都市の枠組みが大きく変わってきたこと、また、能登半島地震、東日本大震災を経験し、災害に強いまちづくりが一層求められていることなどから、見直す必要が生じてきていると考えており、このため当委員会に付託し、各委員の専門的なご意見をいただきながら、必要な変更を行っていくこととしております。なお、スケジュールについてですが、基本的な方針、広域都市圏マスタープラン、各区域マスタープランとありますが、まず、方向性を定める必要がありますので、基本的な方針については、今年度中には検討を終え、今年度末の本審議会にご報告し、この方針に基づき、広域都市圏マスタープラン及び各区域マスタープランの検討を行っていきたいと考えております。また、来年度に入りまして、各区域マスタープランについては、住民意見の反映や、関係機関調整などを経て、年度末の本審議会に諮り、都市計画決定したい、と考えております。以上が、新たに専門委員会に付託する、県都市計画マスタープランの変更についての内容となりますが、現在、これ以外にも、当委員会には、能美や小松の土地利用制度について付託しており、今年度中には、具体的な土地利用制度についての計画案を調査・検討して頂き、来年

3月頃には本審議会に諮りたいと考えております。以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会に付託する調査検討事項についての報告を終わります。次に、お配りしてありますA3の資料2「都市計画決定案件（市町決定）一覧表」をご覧下さい。これは、前回3月27日開催の第155回審議会以降に、市において決定告示された案件又は、市町審議会で審議され、了承された案件の一覧表でございます。全体で44件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが37件ありまして、表の1番目から37番目までが該当いたします。また、前回審議会以降に市町の審議会で審議されたものが7件ございます。このうち、4件は既に決定告示を終えております。以上でご報告を終わらせていただきます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆川上会長： 特に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局： ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第156回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。